

平成八年一月三十日受領
答弁第二一一号

内閣衆質一三四第二一号

平成八年一月三十日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議長 土井たか子殿

衆議院議員に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員今村修君提出海外再処理契約の量に関する質問に対する答弁書

一の 1 の ① から ③ について

我が国の電気事業者と英国核燃料会社（以下「BNFL」という。）との軽水炉燃料に係る昭和四十六年三月十五日付け、昭和四十九年一月二十八日付け及び昭和五十年三月五日付けの再処理契約については、廃棄物返還に関する規定がないと承知している。

一の 1 の ④ について

我が国の電気事業者とBNFLとの軽水炉燃料に係る昭和五十年六月二十日付けの再処理契約のうち、約五百十トン・ウラン分については、廃棄物返還に関する規定がないと承知している。

一の 1 の ⑤ について

我が国の電気事業者とBNFLとの軽水炉燃料に係る昭和五十年八月十八日付けの再処理契約のうち、約百四十トン・ウラン分については、廃棄物返還に関する規定がないと承知している。

一の 2 について

我が国の電気事業者とBNFLとの軽水炉燃料に係る昭和五十三年五月二十四日付けの六百二十七・二

トン・ウランの再処理契約のうち、約三百二十トン・ウラン分については、廃棄物返還に関する規定がないと承知している。

二の 1 の ① について

平成六年十二月三十一日までにフランスの再処理工場 U P - 2 に輸送された日本の使用済燃料の累積量は、約百五十トン・ウランであると承知している。

二の 1 の ② について

平成六年十二月三十一日までにフランスの再処理工場 U P - 3 に輸送された日本の使用済燃料の累積量は、約二千四百八十トン・ウランであると承知している。

二の 1 の ③ について

平成六年十二月三十一日までに英国に輸送された日本の軽水炉の使用済燃料の累積量は、約二千五百三十トン・ウランであると承知している。

二の 1 の ④ について

平成六年十二月三十一日までに英国に輸送された日本のガス炉の使用済燃料の累積量は、約千百九十ト

ン・ウランであると承知している。

二の 2 の ① について

平成七年一月一日から九月三十日までにフランスの再処理工場 U P — 2 に輸送された日本の使用済燃料はないと承知している。

二の 2 の ② について

平成七年一月一日から九月三十日までにフランスの再処理工場 U P — 3 に輸送された日本の使用済燃料の量は、約百十トン・ウランであると承知している。

二の 2 の ③ について

平成七年一月一日から九月三十日までに英国に輸送された日本の軽水炉の使用済燃料の量は、約八十トン・ウランであると承知している。

二の 2 の ④ について

平成七年一月一日から九月三十日までに英国に輸送された日本のガス炉の使用済燃料の量は、約十トン・ウランであると承知している。

三の 1 の ① について

平成六年十二月三十一日までにフランスの再処理工場UP―2で再処理された日本の使用済燃料の累積量は、約百五十トン・ウランであると承知している。

三の 1 の ② について

平成六年十二月三十一日までにフランスの再処理工場UP―3で再処理された日本の使用済燃料の累積量は、約九百三十トン・ウランであると承知している。

三の 1 の ③ について

平成六年十二月三十一日までに英国で再処理された日本の軽水炉の使用済燃料はないと承知している。

三の 1 の ④ について

平成六年十二月三十一日までに英国で再処理された日本のガス炉の使用済燃料の累積量は、約千百九十トン・ウランであると承知している。

三の 2 の ① について

平成七年一月一日から九月三十日までにフランスの再処理工場UP―2で再処理された日本の使用済

燃料はないと承知している。

三の 2 の ② について

平成七年一月一日から九月三十日までにフランスの再処理工場 U P - 3 で再処理された日本の使用済燃料の量は、約四百二十トン・ウランであると承知している。

三の 2 の ③ について

平成七年一月一日から九月三十日までに英国で再処理された日本の軽水炉の使用済燃料の量は、約五十トン・ウランであると承知している。

三の 2 の ④ について

平成七年一月一日から九月三十日までに英国で再処理された日本のガス炉の使用済燃料はないと承知している。

四の 1 について

平成六年十二月三十一日までに我が国の電気事業者のものと特定されたガラス固化体（使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより固型化したものをい

う。以下同じ。)は、フランスの再処理工場UP-3からの高レベル放射性廃棄物を同工場のT-7ガラス固化施設でガラス固化した二十八本のみである。

また、これらのガラス固化体に対応するもとの使用済燃料の量は、合計で約五十トン・ウランであると承知している。

四の2について

平成七年一月一日から九月三十日までに我が国の電気事業者のものと特定されたガラス固化体はないと承知している。